

魅力ある地方大学の実現に資する地方国立大学の特例的な定員増について

令和 3 年 2 月

中央教育審議会大学分科会

(地方大学の役割)

国立大学をはじめとする我が国の大学を取り巻く状況は大きく変化している。デジタル化やグローバル化の進展、Society 5.0 の到来等、知識集約型社会へと社会・産業構造の急速なパラダイムシフトが起きている。また、少子化や生産年齢人口の減少、過度な一極集中等によって地域の活力が低下しつつある。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大により、一極集中から地方分散への流れが大きく加速している中であって、地方創生や地域分散型社会形成に向けた取組の重要性が増してきている。

このような現状下、地域において、「知」の集積地である大学にしか果たせない役割がある。例えば地方大学には、医療、福祉、教育といった地域のエッセンシャルワーカーを育成する役割がある。また、地域の産業界等と連携をすることで、リカレント教育等を通じて地域に必要な労働力を育成するという側面もある。さらに、教育研究機能を活用し、地域の特性を生かした産業創出やそれに伴う雇用創出等も期待される場所である。

大学の知的資源を活用し、地域の産業界等と連携することによって、地域課題の解決に取り組むこと等により、大学が地域の核となる取組が生まれつつある。今後、こうした取組を更に推進し、大学が地域の教育研究の拠点として、全国各地において各地域のポテンシャルを引き出し、より一層、地方創生に貢献していくという在り方が求められることとなる。

(地域における地方国立大学の意義)

国立大学は、全ての都道府県に設置され、我が国社会が人材育成と研究の発展のために長い年月をかけて築き上げてきた知のプラットフォームである。我が国最大かつ最先端の知のインフラであり、社会変革の原動力となり得る存在である。

また、知識集約型社会においては、知と人材の集積拠点である大学は、高等教育の機会均等の確保に資する存在であるということに加え、地域の産業を支える基盤として、都市部だけでなく、地方における産業拠点の中心的な存在になるという新たな在り方が志向される。そうした観点から、地域の高等教育の中核となる地方国立大学については、地域貢献の役割をしっかりと自覚し、地方公共団体、地元産業界等と連携し、その地域の特色や、今後育成すべき人材像をはじめとする地域の将来像についてしっかりと議論をした上で、他の公私立大学をはじめとする高等教育機関も巻き込み、高等教育機関が持つ知的資源を最大限に活用し、地域をけん引する、そうした役割の中核を担うことが期待される。

(地方国立大学の定員増)

こうした観点から、18歳人口が減少する中においても、本気で地方創生に取り組む地方国立大学の、大学改革を先導するような具体的取組については、原則として学部の定員増が認められていない国立大学に、極めて限定的かつ特例的に定員増を認めることも、地方大学の振興方策の一つとなり得ると考えられる。

その際、従来運用上認められてこなかった定員増を提案する上で、各大学が留意しなければならない事項について、中央教育審議会としての考え方を以下のとおり整理する。

① 地方創生に資する取組であること

- ・学長の強力なリーダーシップの下、各大学の強みを生かし、若者の地元定着につながるなど、他の大学の模範となる意義のある、地方創生に資する取組であること。

その際、地元の地方公共団体（首長）・産業界等がそれぞれ主体的に地方創生の必要性や取組の重要性を認識の上、国立大学のリソースを十分に活用するような取組であること。（例 地元定着のための地域独自の奨学制度、地域の特長を生かした産業創出 等）

今回の地方国立大学の定員増は地方創生の観点から行われるものである。したがって、その取組は地方創生に資するものであり、限定的かつ特例的と

いう趣旨に沿った優位性のあるものでなければならない。そのためには、学長のリーダーシップが十分発揮され、他の大学にとってモデルとなるような、先導的な地方創生に資する取組となっていることが必要であり、具体的な効果が見通せるものでなければならない。

そのためには、定員増を提案する国立大学においては、学長のリーダーシップの下、学内の教育研究リソースを最大限活用できる体制となっていることが必要となる。また、地方創生であるからには、地方公共団体の長のリーダーシップも必須となる。学長と地方公共団体の長が、組織対組織の関係を作り上げ、そこに産業界等も加わり、地方公共団体・産業界等が国立大学の教育研究リソースを最大限活用するという在り方が求められる。加えて、今回の定員増を活用し、文理融合・分野横断を推進するなど日本の高等教育機関の課題を乗り越える新しい試みを講じることや、大学のグローバル化を推進するなど、他の大学を先導するような取組であることが求められる。

そうした観点からは、例えば、地域の大学進学率の分析や、他地域への大学進学時の学生の流出状況、どのような分野が地域においてニーズがあるかなどの詳細な分析を行った上で、地元定着のための地域独自の奨学金制度を設けることや、入学者選抜における地元枠の設定、地域の特長を生かした産業創出に取り組むことにより、地方創生に資する取組であると明確に説明ができることが求められる。

② 地域における緊密な連携が図られた取組であること

- ・地域連携プラットフォームを通じた地域構想の策定や、オンライン教育の活用による地域の他大学との連携、地元企業と連携したインターンシップの実施等、地域の他の公私立大学をはじめとする高等教育機関や、地方公共団体、産業界等と緊密な連携がなされた取組であること。

大学は地域社会において活躍する人材を育成するのみならず、地域経済・地域社会を支える基盤としても重要な様々な機能を持つことから、地域社会でどのような人材が必要なのか等について、恒常的に情報を把握・共有し、地域社会を構成する関係者間で真剣に考えることが必要となる。そのためには、大学のみならず、地方公共団体、産業界等の様々な関係機関が一体となった

恒常的な議論の場を構築するため「地域連携プラットフォーム」の構築が求められる。

当該プラットフォームにおいて、公私立大学や高等専門学校、専門学校等の地域における高等教育機関とともに、地方公共団体等が策定している地域社会や地域産業のビジョン、地域の人口推移・推計、高校生の大学等進学需要、地域の大学がどの程度地域の進学需要を受け止めることができるのかという進学者収容力、域内の産業構造や域内産業界が求める人材需要といった地域の現状・課題・将来予測について共有し、地域における高等教育のグランドデザインや人材育成計画について議論した上で、地域課題を解決するための取組の一つとして、地域における高等教育の中核として、地方国立大学の定員増が位置付けられることが必要となる。

具体的には、設立された地域連携プラットフォームにおける議論を踏まえ、各地方公共団体における地方創生のための計画に当該地方国立大学の定員増がしっかりと位置付けられ、財政的な支援も含め、当該取組を地方公共団体・産業界等・地域の他の高等教育機関が連携して推進していくということが明確になっていることが求められる。その際、定員増を行う国立大学が中核となって、オンライン教育の活用による地域の他大学との連携を強化する取組や、地元企業と連携したインターンシップの実施等が行われることが期待される。また、大学等連携推進法人制度等を活用することにより、当該国立大学と地域の他の大学との連携を推進することも期待される。

また、定員の設定に当たっては、全学的な定員の在り方を検討した上で、長期的かつ安定的に学生の確保を図ることができる見通しとなっているか、学生の卒後の進路が十分確保されることが見通されており、人材需要の動向を十分考慮したものとなっているか等について、客観的な根拠に基づいて説明がなされることが必要である。その際、定員増を行う分野については、地域連携プラットフォーム等での議論を踏まえ、真に地域にとって必要な分野を、様々なデータ等に基づき見定めた上で提案される必要がある。

③ 地域における雇用創出・産業創出やリカレント教育の推進に資する取組であること

- ・地域連携プラットフォーム等の地方公共団体、地元産業界等との連携組織を設け、地域の特性やニーズを踏まえた、イノベーションの創出や社会実装に本気で取り組むことで、地域の産業創出や若者の雇用創出に貢献する取組であること。
- ・地域の社会人や女性を対象として、リカレント教育を通じたキャリアアップ・キャリアチェンジ支援等、地域ニーズを踏まえた人材育成に資する取組であること。
- ・上記について、学部、大学院を通じた教育研究の質の向上、外部資金の獲得や外部人材の登用を含む人事制度上の工夫等について計画性・透明性を持った取組が担保されていること。

今回の地方国立大学の特例的な定員増は、地方創生に資するという観点から行われるものであることから、当然、地域の特色やニーズを踏まえ、イノベーションの創出や社会実装に本気で取り組むことによって、地域における産業創出や雇用創出につながるものでなければならない。その際、②で掲げたとおり地域連携プラットフォーム等を通じて、地域社会の大学等への期待や、地域社会にどのような貢献ができるのかなどを把握し、教育、研究、社会貢献の取組に新たなニーズを取り入れていくことが必要となる。また、地方公共団体、地元産業界等との連携という意味では、寄附講座の提供や共同研究の実施、大学への講師派遣や地元企業でのインターンシップの実施といったことが考えられる。

また、地方大学が地域に必要な人材を育成する機関であるという趣旨からすると、リカレント教育の取組は非常に重要である。地域の特色を生かした産業を創出し、活性化していく上では、当該産業で活躍することができる人材を養成する必要がある。そのためには大学が高等学校を新たに卒業した者だけでなく、地域の社会人や女性を対象として、リカレント教育を通じてキャリアアップ、キャリアチェンジを促進していくことが望まれる。その際、地域卒や社会人卒といった入学定員の設定を工夫することも考えられるだろう。

さらに、イノベーションの創出や社会実装化という意味では、大学院における教育研究の充実が重要となる。定員増を行う学部教育と大学院教育が十分に連携し、双方で質の向上が見込まれるような取組であることが必要である。

また、教育研究の充実という観点では、地方公共団体や産業界等との緊密な連携により、人的・物的・財政的な支援を受けられる計画となっていることが必要である。特に財政的な支援については、国費のみに依存しないという観点から、地域からの安定的な支援に加えて、競争性のある補助金や共同研究、寄附等の多様な外部資金が獲得できる計画となっていることが求められる。人材面では、地域ニーズに対応した人材養成という意味から、学内外から多様な人材が参画する体制となっていることが求められる。その際、全学的な学内資源再配分に取り組みつつ、クロスアポイントメントの導入等、学外からの人材登用が促進されるための人事制度上の工夫が行われていることも必要になる。そして何よりも、これらの取組等について、大学がしっかりと情報発信・情報公表を行い、透明性を持って進められることが必要である。

④ 中長期的な KPI が設定された取組であること

- ・ステークホルダーへの説明や結果責任へのコミットの観点から、中長期的な KPI の設定を求める。

今回の定員増は、従来認められてこなかった国立大学の定員増について、地方創生の観点から、特例的かつ限定的に規制緩和を行うものである。従って、その結果に対しては明確なコミットメントが求められる。また、上述のとおり、地方公共団体や地域の産業界等、他の高等教育機関と密接な連携を構築した取組であるなど、多様なステークホルダーの関与が前提となるものであり、そうした観点からも、説明責任が伴うものである。

一方で、例えば地域における産業創出や雇用創出等は、定員増の結果即座に成果を生み出すものとは言い難く、大学が腰を据えて取り組める環境も必要となる。

このため、事後の客観的な検証が可能な形で、当該取組の成果・効果を測ることができる中長期的な指標としての KPI が設定されることが必要である。地域の人口推移・推計や、高校生の大学等進学需要、地域の大学がどの程度地域の進学需要を受け止めることができるのかという大学進学者収容力、域内の産業構造や域内産業界等が求める人材需要といった地域の現状・課題・

将来予測を十分に踏まえ、多面的にその取組を確認することができるよう複数の目標が設定されることが求められる。

⑤ その他

- ・ポストコロナの DX 社会における人材育成については、地域に定着しながら都市部にある企業で働くことが可能になるなど、地方創生に資する新たな働き方が生じつつあることを考慮すること。

今般の新型コロナウイルスの感染拡大は、社会が地域分散型へとシフトしていく大きな契機となった。特に、働き方という意味では、テレワークが大きく普及し、必ずしも企業が所在する場所に出社せずとも勤務をすることが可能となっている。特に、IT 分野等はそうした傾向が強く、場所にとらわれない新しい働き方が生じつつある。すなわち、都市部以外の地域にとっても大きなチャンスであり、仕事があるから都市部に出るのではなく、地域にしながら働き続けるという新たな地方創生の可能性を生み出すものであり、情報技術分野の人材が、こうしたポストコロナの DX 社会を支えていくという点について留意する必要があるだろう。

(内閣官房に求めること)

今回の地方国立大学の定員増は、地方創生の観点から行われるものであることから、地方創生を総合的に推進する立場にある内閣官房においては、この取組について率先して、地方公共団体の長のリーダーシップの発揮を促すとともに、財政面も含めた支援を行うことを求めたい。

また、地方創生に関する観点については内閣官房においても確認することができるよう、必要な体制の構築や、省庁間の更なる緊密な連携を求めたい。

(終わりに)

今回は内閣官房に設置された「地方創生に資する魅力ある地方大学の実現に向けた検討会議」の取りまとめを踏まえ、年度内を目途に地方国立大学の定員増に関する要件について取りまとめる必要があることから、上述のように考え方を示したものである。

しかしながら、魅力ある地方大学づくりは国立大学のみで成立するわけではない。公立大学は設置者である各地方公共団体により地方財政という公的資金を基盤として運営されるという性格から、設置者である地方公共団体の人材養成等各種の政策をより直接的に体现するという役割を持つ。また、私立大学については、我が国の学部学生の約8割の教育を担っており、「建学の精神」に基づき、多様性に富み、独創的な教育研究を行う役割がある。これまでの歴史的な経緯等を踏まえ、それぞれの高等教育機関が持つ「特色」と「強み」を最大限に生かして、地域における高等教育の在り方を再構築していくことが求められている。そうした観点から、中央教育審議会大学分科会においては、引き続き、魅力ある地方大学づくりをテーマとして議論を継続し、魅力ある地方大学を実現するための様々な支援方策等について議論を深めていくこととしたい。

その際、魅力ある地方大学を実現する上では、各地域において求められる大学であり続ける必要がある。魅力ある地方大学の実現と、各大学における質保証の取組は表裏一体のものであり、そのような観点も含め、各地域において必要とされる大学とはどのようなものであるのかについては、引き続き議論を深めていくこととしたい。